

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度新川まちづくりセンター運営業務
発 注 課	北区市民部地域振興課
選 定 事 業 者	新川まちづくり協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁）第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 新川まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「新川まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年2月25日